

砥部町週休2日確保工事試行要領

令和6年3月15日

砥部町告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、建設現場における週休2日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手を確保することを目的として、砥部町が発注する土木工事において、週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日確保工事」という。）に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）の6日間、夏季休暇（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。
- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいい、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、砥部町が発注する予定価格1,000万円を超える土木工事を対象とする。ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事を除く。

2 週休2日確保工事に取り組むものについては、次の各号のいずれかの発注方式によるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が指定する工事とし、特記仕様書（別紙1）を添付して発注者指定型であることを明示するものとする。
- (2) 受注者希望型 発注者指定型を除く工事を対象とし、特記仕様書（別紙2）を

添付して受注者希望型であることを明示するものとする。

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。

3 現場閉所日には、元請及び下請を含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わない。

- (1) 異常気象時等、緊急時の対応であるもの
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの
- (3) 発注者の指示によるもの

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 発注者指定型の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 工事請負契約書第3条に基づき、受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとする。

(2) 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。

(4) 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振替をする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。

(5) 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

2 受注者希望型の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

(2) 発注者及び受注者は、前項の協議において、第3条第1項ただし書に該当しないことを相互に確認するものとする。

(3) 工事請負契約書第3条に基づき、受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとする。

(4) 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合せ簿等に理由を記載し、発注者に通知するものとする。

- (5) 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- (6) 受注者は、第4条第2項により現場閉所日の振替を行う場合は、工事打合せ簿によりその理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。
- (7) 発注者は、工事変更請負契約に当たっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。この場合において、受注者は、工事日報等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第6条 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の設定において以下に掲げる4週8休以上の補正係数をそれぞれの経費に乗じることとし、受注者希望型にあつては変更請負契約において、以下に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じることとする。なお、発注者指定型において4週8休以上を達成できなかった場合は、変更請負契約で当該補正分を減額するものとする。その際、4週6休以上であっても、以下に掲げる4週6休以上4週8休未満の補正は考慮しない。

- (1) 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）においては、別表1土木工事費等の補正係数を乗じる。
 - (2) 土地改良工事積算基準による工事（以下「農業土木工事」という。）においては、別表2農業土木工事の補正係数を乗じる。
 - (3) 治山林道必携による工事（以下「森林土木工事」という。）においては別表3森林土木工事の補正係数を乗じる。
- 2 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。
- 3 市場単価の補正については、別紙3のとおりとする。

(工事成績評定)

第7条 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）を達成した工事については、工事成績評定において加点評価をする。

- 2 発注者指定型について、明らかに受注側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において減点評価をする。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できるよう工期を延長する。
- (2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入する。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあつても同様とする。

(入札公告等)

第 10 条 週休 2 日確保工事の試行に当たっては、入札公告等において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 土木工事等

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休未満 (21.4%未満)	4週6休以上 (21.4%以上 25.0%未満)	4週7休以上 (25.0%以上 28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.00(補正しない)	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.00(補正しない)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.00(補正しない)	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.00(補正しない)	1.03	1.04	1.06

別表2 農林土木工事

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休未満 (21.4%未満)	4週6休以上 (21.4%以上 25.0%未満)	4週7休以上 (25.0%以上 28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.00(補正しない)	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.00(補正しない)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.00(補正しない)	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.00(補正しない)	1.05	1.07	1.09

別表3 森林土木工事

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休未満 (21.4%未満)	4週6休以上 (21.4%以上 25.0%未満)	4週7休以上 (25.0%以上 28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.00(補正しない)	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.00(補正しない)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.00(補正しない)	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.00(補正しない)	1.03	1.04	1.06

(別紙1)

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書(発注者指定型)

(対象)

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事(発注者指定型)の試行対象工事である。

(現場閉所日の確保)

第2条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第3条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

3 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第2条第2項により、現場閉所日の振替をする場合は、工事打合簿によりその理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第4条 要領第6条に基づき、週休2日確保工事に係る費用を計上している。ただし、4週8休以上を達成することができなければ変更請負契約において減額補正を行う。

(アンケート調査等)

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします

週休2日確保工事

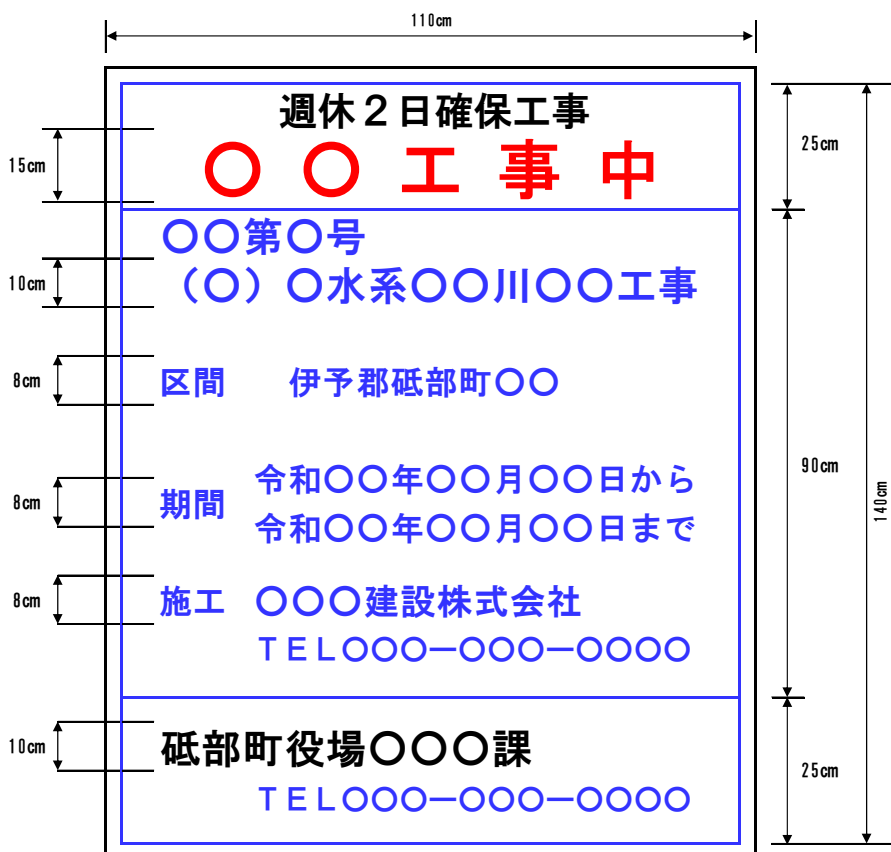
**〇〇〇〇〇〇を
なおしています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 砥部町役場〇〇課
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇建設株式会社
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



(別紙2)

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書(受注者希望型)

(対象)

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事(受注者希望型)の試行対象工事である。

(実施協議)

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知しなければならない。

3 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振替をする場合は、工事打合簿によりその理由と振替を行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事に係る費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします

週休2日確保工事

**〇〇〇〇〇〇を
なおしています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 砥部町役場〇〇課
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇建設株式会社
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

110 cm

15 cm

10 cm

8 cm

8 cm

8 cm

10 cm

2.5 cm

9.0 cm

2.5 cm

140 cm

週休2日確保工事

〇〇 工事中

〇〇第〇号
(〇) 〇水系〇〇川〇〇工事

区間 伊予郡砥部町〇〇

期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

施工 〇〇〇建設株式会社
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

砥部町役場〇〇〇課
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別紙3)

市場単価の補正について

市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価に記載のある工種については、以下の補正係数を乗じて算出する。また、下水道用設計標準歩掛表Ⅷ管路施設（市場単価）編に記載のある工種については、下水道用設計標準歩掛表Ⅷ管路施設（市場単価）編に記載の補正係数を乗じて算出する。

【算出方法】

週休2日補正後の市場単価 = (補正前単価 × 週休2日の補正係数) × 加算率・補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01